

介護職員等処遇改善加算への取り組み

当事業所では、介護職員等処遇改善加算に係る下記の取り組みを実施しており、**介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ** を取得しております。

処遇改善加算（Ⅰ）ロ

1. 処遇改善計画を立案している、または既に処遇改善を行っており、適切に報告していること。

2. 労働基準法等の違反、労働保険の未納がないこと。

3. 職場環境等要件を満たしていること。

計画書の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

4. キャリアパス要件Ⅰを満たしていること。

①介護職員の任用における職位(役職)、職責または職務内容に応じた任用等の要件を定めること。

②①に掲げる職位(役職)、職責または職務内容に応じた賃金体系を定めていること。

③①および②の内容について職業規則などのもので、書面で明確にし、周知していること。

5. キャリアパス要件Ⅱを満たしていること。

①次のア. またはイ. の条件を満たした計画を作成していること。

ア) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供または技術指導等を実施(OJT、OFF-JT)するとともに介護職員の能力評価を行うこと。

イ) 資格取得のための支援(金銭、休暇の取得など)を行うこと。

②上記の内容をすべての介護職員に周知していること。

6. キャリアパス要件Ⅲを満たしていること。

①次のいずれか昇給の仕組みを導入していること。

ア) 経験年数や勤続年数に応じて昇給する仕組み

イ) 資格取得(または保有)により昇給する仕組み

ウ) 人事評価や試験結果により昇給する仕組み

②上記の内容をすべての介護職員に周知していること。

7. キャリアパス要件Ⅳを満たしていること。

①経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上であること。

8. キャリアパス要件Ⅴを満たしていること。

①サービス種類ごとに掲げられた、一定以上の介護福祉士等を配置する加算を算定していること。

職場環境等要件
入職促進に向けた取組
・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
"資質の向上やキャリアアップに向けた支援"
・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
"両立支援・多様な働き方の推進"
・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
"腰痛を含む心身の健康管理"
・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
"生産性向上のための取組"
◎厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている。→今年度中に実施を誓約 ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ・介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ・介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入
"やりがい・働きがいの醸成"
・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施